

イネカメムシ防除薬剤補助金

「Q&A よくある質問」

令和8年8月10日

吉見町病害虫防除協議会で行われている、農業用ドローン等による水稻空中散布は以下「協議会空中散布」という

Q1 町外に住んでいるが、吉見町のほ場を耕作している場合も対象となるか？

A1 対象となります。町内のほ場が補助対象となります。なお吉見町在住の方が町外のほ場を耕作している場合、町外ほ場分は対象外となります。

Q2 個人的に、ドローンによる空中散布を依頼して防除をしたが対象となるか。

A2 協議会空中散布に申込んでいないほ場であれば、対象となります。

Q3 協議会空中散布に申込んだが、個人でも防除した場合対象となるか。

A3 協議会空中散布に申込んだほ場は対象外となりますが、1回目のみを申込んで2回目は個人防除を行うか、2回目のみを申込んで1回目を個人防除した場合など2回中1回でも個人防除をした場合は、個人防除をした回は補助対象となります。

また、申請地以外のほ場を個人で防除した場合対象となります。

Q4 交付申請額はどのように計算すればよいのか、購入した薬剤代金すべてが補助となるのか？

A4 補助額は1回目は10a（1,000 m²）あたり840円を2回目は620円を上限として、実費相当額となります。

1回目は1 m²あたり0.84円が2回目は、0.62円が補助額の上限となりますので、対象面積〇〇〇〇m²にそれぞれの数字を掛けたものが、上限額となり、上限額合計と実際に購入した金額のどちらか低いほうが交付申請額となります。

例：散布面積1回目 7,638 m²、2回目 3,855 m²

薬剤購入額 11,380 円の場合。

上限額は1回目 7,638 m²×0.84円＝6,415 円（小数点以下切捨て）

2回目 3,855 m²×0.62円＝2,390 円（小数点以下切捨て）

合計：8,805 円

この場合、上限額のほうが低いので、8,805 円が交付申請額になります。

Q5 いつ購入したものが対象になるか？

A5 原則令和7年10月から令和8年9月に購入した薬剤を対象とします。
ただし、令和8年度産米へ使用したことが明らかな場合は、上記期間以外でも対象とします。

Q6 余った農薬は、来年同様の補助金があった場合補助対象となるか？

A6 対象となりません。
当該年度用に購入した薬剤が対象となります。

Q7 領収書の写しがないがどうすれば良いか？

A7 本事業は購入した薬剤に対する補助のため、支払ったことがわかる書類を確認しています。領収書がない場合は、納品書でも代用可能です。

Q8 補助金は確定申告の対象になるか？

A8 本補助金は農業収入で雑収入になるので確定申告の対象となります。

Q9 営農計画書の写しでなければダメか？

A9 参考様式の散布ほ場一覧に記入して提出していただいても可能です。
対象ほ場が営農計画書記載のほ場数より少ない場合などにご利用ください。

Q10 営農計画書の面積とは？

A10 台帳面積とします。